

社会福祉法人美徳会まあぶる （放課後等デイサービス） 重要事項説明書

あなたに対する 放課後等デイサービス（以下「サービス」という）の提供開始にあたり、当事業所が説明すべき重要事項は下記のとおりです。

1 運営主体

名 称	社会福祉法人美徳会
所在地	岐阜県多治見市上山町 1 丁目 9 7 番地の 2
電話番号	0572-25-0780
代表者職氏名	理事長 西尾太志

2 施設概要

施設の種類	指定児童発達支援事業所 指定放課後等デイサービス事業所
施設の名称	まあぶる
施設の所在地	岐阜県多治見市喜多町 4 丁目 1 6 番地
連絡先	電話：0572-74-5505 FAX：0572-74-5506
管理者	田中洋子
児童発達支援管理責任者	宮代リツ子
利用定員	児童発達支援 10 名 放課後等デイサービス 10 名
サービスの実施地域	多治見市、土岐市
主たる対象者	障がい児（18 歳未満の身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者（発達障がい児を含む）及び難病等対象者）
開設年月日	令和 6 年 2 月 1 日

3 施設の目的及び運営の方針

まあぶる（以下「当事業所」という。）は、以下の運営の方針に従って、児童が就学や将来の自立のために、日常生活又は集団生活を営むことができるよう、コミュニケーション力、生活スキル、社会性等の向上を図るための指導、その他の便宜を適切かつ効果的に行います。

（1）当事業所は、関係法令を遵守し、他の社会資源との連携を図った適正且つきめの細やかなサービスを提供します。

4 設備の概要

（1）施設

構造	鉄骨造 2 階建て
敷地面積	435.20 m ²
延べ床面積	170.91 m ²

（2）主な設備

設備	部屋数	面積	備考
指導訓練室	1 室	31.86 m ²	
個別指導室	1 室	6.18 m ²	
相談室兼多目的室	1 室	6.41 m ²	
静養室	1 室	10.76 m ²	
洗面設備	2 台	2 か所	
便所	2 室	2 か所	

当事業所では、厚生労働省の定める指定基準を遵守し上記の施設・設備を設置しています。

5 職員の職種、員数及び職務の内容

職種	員数	職務内容
管理者	1 人	職員及び業務の管理を一元的に行います
児童発達支援管理責任者	1 人	個別支援計画の作成に関する業務、利用時の心身の状況・福祉サービス利用状況等の把握ならびに家族等への相談支援等を行います
児童指導員または保育士	4 人	児童に対して、日常生活における基本的な動作の指導及び集団生活への適応訓練を行います

※上記職員の員数等は、厚生労働省令で定める基準を下回らない範囲で変動することがあります。

6 営業日

当事業所の営業日は月曜日から金曜日（ただし、12月29日から1月3日までを除く。）とします。

7 営業時間及びサービス提供時間

当事業所の営業時間とサービス提供時間は、次のとおりとします。

- (1) 営業時間 9：00-18：30
- (2) サービス提供時間
 - 放課後等デイサービス 14：30-17：30（授業終了後）
 - 9：30-16：00（学校休業日）

8 サービス提供の内容

当事業所が提供する児童発達支援の内容は、次のとおりとします。

- (1) 個別支援計画の作成
- (2) 日常生活の基本的な動作の指導
- (3) 集団生活への適応訓練
- (4) 学習指導
- (5) 児童及びその療育を行う者への相談及び助言
- (6) 健康管理（欠席時における支援を含みます）
- (7) 送迎サービス
- (8) 前各号に附帯する必要な訓練、療育、支援、相談、助言

9 保護者から受領する費用の種類、支払を求める理由及び金額

(1) 障害児通所給付対象サービス内容の料金

事業者は、通所給付決定保護者に代わってサービスの提供に係る費用を支給決定市町村に請求（法定代理受領）します。通所給付決定保護者から、児童福祉法の定める利用者負担額の支払を受けるものとします。ただし、サービスの提供を行った月に他の事業所によるサービスの提供があった場合には、各事業所が受け取る利用者負担額の合計が児童福祉法に定める利用者負担額を超えないよう調整した額の支払を受けるものとします。厚生労働大臣が定める額は別表の通りです。毎月1か月分の報酬・加算単位を合計し、その単位数に地域区分を乗じた数が総報酬額となります（小数点以下は切り捨て）。

(2) その他支援の提供に要する実費徴収額等

上記（1）以外のサービスに係る費用の実費

(3) 支払いの期日

- ① 振込の場合は翌月25日まで
- ② 口座振替の場合は翌々月6日まで

10 児童の記録及び情報の管理等

- (1) 事業者は、法令に基づいて児童の記録及び情報を適切に管理し、児童またはその保護者の求めに応じてその内容を開示します。また、記録及び情報については契約の終了後 5 年間保管します。

※閲覧、複写ができる窓口業務時間は 9:00-18:30 です。

- (2) 児童及びその家族の個人情報については、個人情報保護法にそった対応を行います。但し、サービス提供を行う上での他事業所及び医療機関等との連絡調整や市町村及び関係機関に情報提供を要請された場合は保護者の同意（「個人情報取扱同意書」による）に基づき情報提供をいたします。

11 事故及び緊急時の対応

- (1) 事故及び緊急時の対応方針

児童の事故及び病状急変等の緊急時は、別途提出いただく緊急連絡先申請書に記載されたかかりつけ医療機関、緊急連絡先に連絡の上、迅速に対応します。

- (2) 当事業所の協力医療機関

医療機関の名称	安藤クリニック
電話番号	0 5 7 2-2 2-9 3 8 8

- (3) 損害賠償保険について

保険名称	介護保険・福祉事業者総合保険
会社名	あいおいニッセイ同和損害保険
保障の概要	事業者が管理している各種の施設・設備・用具などの不備や業務活動上のミスが原因で第三者の身体障害や財物損壊等が生じ、被害者の方から損害賠償請求を受けた場合等の賠償責任保険です。

12 非常災害対策

平常時の対応	年 2 回の防災訓練を行います。
非常時の対応	別途定める消防計画や災害対応マニュアル等により対応いたします。
避難・備蓄用品	・非常食 有 ・懐中電灯 有 ・防寒用品 有 ・ミネラルウォーター 有 ・非常用電源 有
緊急時の伝言方法	緊急時災害用伝言ダイヤルを用います。
避難場所	池田小学校（岐阜県多治見市広域避難所）

13 虐待等の防止のための措置

事業所は、障害児に対し、児童虐待の防止等に関する法律第 2 条各号に掲げる行為その他当該障害児の心身に有害な影響を与える行為は行わない。また、障害児の人権の擁護、虐待の防止等のため、苦情解決体制を整備するとともに、次の措置を講ずるものとします。

- (1) 虐待の防止に関する責任者を選定し、設置すること。
- (2) 事業所において、職員に対し虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
- (3) 利用者に対する虐待の防止のための対策を検討するための委員会を定期的開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。

14 苦情・要望等に係る相談窓口

当事業所では、苦情・要望等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

当事業所相談窓口	苦情受付担当者 児童発達支援管理責任者 宮代リツ子 受付時間 午前 9 時～午後 6 時 電話 0572-74-5505 Fax0572-74-5506
----------	--

第三者委員	司法書士 柳生唱一 多治見市豊岡町 3-48 柳生司法書士事務所 電話 0572-26-8855 弁護士 石垣智康 多治見市宮前町 2-46 石垣法律事務所 電話 (0572) 23-6305
-------	---

15 その他利用にあたっての留意事項

禁止事項・制限事項	・他の利用者に対する一切の宗教活動、政治活動及び営利活動はご遠慮下さい。 ・児童及びその家族からのお歳暮、お中元、お土産、お年始、差し入れ等をスタッフが受領することは禁止させて頂いております。また、事業所内では児童間及びその家族間の贈答品の交換についてもご遠慮ください。 ・ご自身のお子様以外が映り込む撮影は、原則として禁止させていただきます。お知り合いのお子様及びそのご家族様・職員を撮影される場合は、事前に許可をとってください。
-----------	--

サービス提供及び利用の開始に際し、本書面にに基づき重要事項の説明を行いました。

サービス提供開始予定日：西暦 年 月 日

説明日：西暦 年 月 日

岐阜県多治見市上山町1丁目97番地の2

社会福祉法人美徳会
理事長 西尾太志

まあぶる

説明者：

私は、本書面ならびに別表に基づき、あらかじめ事業者からサービス提供及び利用について重要事項の説明を受け、当該サービスの提供の開始に同意しました。

令和 年 月 日

保護者住所：

保護者氏名： 印

児童氏名：

児童から見た続柄：

別表

注：加算は実績に応じて算定いたします。金額は各単位数に事業所所在地の地域区分（10.96）を乗じて小数点以下を切り捨てた金額を、自己負担額は1割の金額を目安として掲載しております。端数処理等の関係で実際の請求金額とは異なる場合があります。

報酬・加算名	支払を求める理由	金額
児童発達支援	基本単価です。	885 単位 9,699 円/利用 自己負担額 969 円
放課後等デイサービス	平日の基本単価です。	604 単位 6,619 円/利用 自己負担額 661 円
	学校休業日の基本単価です。	721 単位 7,902 円/利用 自己負担額 790 円
児童指導員等配置加算（児童指導員等）	常時見守りが必要な児童への支援や保護者に対する支援方法の指導を行う等、支援の強化を図るため、給付費の算定に必要なとなる職員数に加えて、1 名以上を配置している事業所に対して報酬上の評価を行うための加算です。	123 単位 1,348 円/利用 自己負担額 134 円
児童指導員等配置加算（理学療法士等）		187 単位 2,049 円/利用 自己負担額 204 円
専門的支援加算（児童指導員等）	専門的支援を必要とする児童のため専門職の配置をしている事業所について、給付費の算定に必要なとなる職員数に加えて、1 名以上を配置している事業所に対して報酬上の評価を行うための加算です。	123 単位 1,348 円/利用 自己負担額 134 円
専門的支援加算（理学療法士等）		187 単位 2,049 円/利用 自己負担額 204 円
福祉専門職員等配置加算（Ⅰ）	福祉専門職を配置することにより、サービスの質を向上させる取組を行っている事業所を評価する加算です。常勤職員における社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、公認心理師の割合が 35%以上の事業所は（Ⅰ）、同割合が 25%以上の事業所は（Ⅱ）を、また常勤職員の割合が 75%以上の事業所又は勤続年数が 3 年以上の常勤職員が 30%以上の事業所は（Ⅲ）となります。	15 単位 164 円/利用 自己負担額 16 円
福祉専門職員等配置加算（Ⅱ）		10 単位 109 円/利用 自己負担額 10 円
福祉専門職員等配置加算（Ⅲ）		6 単位 65 円/利用 自己負担額 6 円
送迎加算	居宅等と事業所の間の送迎を行った際に算定される加算です。	54 単位/片道 591 円/日 自己負担額 59 円
欠席時対応加算	予定されていた通所日を欠席する場合、通所日の 2 営業日前以降にご連絡をいただいた場合に加算されます。 1 か月に 4 回が限度です。	94 単位 1030 円/回 自己負担額 103 円
家庭連携加算	児童発達支援計画に基づき、あらかじめ保護者の同意を得て利用者の居宅を訪問し、本人、家族等に対する相談援助等を行った場合に加算されます。ただし、1 か月に 4 回が限度です。	（1 時間未満）187 単位 2,049 円 自己負担 204 円 （1 時間以上） 280 単位 3,068 円 自己負担額 306 円

事業所内相談支援加算	児童発達支援計画に基づき、あらかじめ保護者の同意を得て、事業所内等で本人、家族等に対する相談援助等を行った場合に加算されます。 (Ⅰ)は個人に対して実施されるもの、(Ⅱ)はグループで実施されるもので、それぞれ1か月に1回が限度です。	(個別で実施) 100 単位 1,096 円 自己負担 109 円 (グループで実施) 80 単位 876 円 自己負担額 87 円
関係機関連携	(Ⅰ)は児童が通う保育所等と連携して支援計画の作成等を行った場合に算定される加算です。ただし、1か月につき1回が限度です。(Ⅱ)は就学前の児童の就学に関し、就学先の学校と連絡調整等を行い、児童の状態や支援方法を文書で渡した際に算定される加算です。ただし、1回が限度です。	(Ⅰ)(Ⅱ)共に 200 単位 2,192 円/回 自己負担額 219 円
利用者負担上限額管理加算	利用者負担額の上限額管理事務を行った事業者に算定される加算です。	150 単位 1,639 円/月 自己負担額 163 円
特別支援加算	理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理指導担当職員、看護職員又は視覚障害者の生活訓練を専門とする技術者の養成を行う研修を修了した者を配置して、計画的に行った機能訓練又は心理指導について算定する加算です。	54 単位 591 円/利用 自己負担額 59 円
個別サポート加算	より手厚い支援を必要とするケアニーズの高い児童について、その支援を評価するために算定される加算です。 その児童のケアニーズの種別により(Ⅰ)(Ⅱ)のどちらか、もしくは両方が算定されます。	(Ⅰ) 100 単位 1,096 円/利用 自己負担 109 円 (Ⅱ) 125 単位 1,370 円/利用 自己負担額 137 円
福祉・介護職員等処遇改善加算	福祉・介護人材の処遇改善事業における助成金の効果を継続する観点から当該助成金を円滑に報酬に移行することを目的とした加算です。	総算定単位×84/1000
福祉・介護職員等特定処遇改善加算	福祉・介護職員処遇改善加算に基づく取り組みの要件を満たした場合に、障害福祉サービス等に従事する福祉・介護職員について経験・技能に応じた賃金改善を行うための加算です。(Ⅰ)は福祉専門職員配置等加算を算定している場合に、(Ⅱ)は福祉専門職員配置等加算を算定していない場合に算定可能です。	(Ⅰ) 総算定単位×13/1000 (Ⅱ) 総算定単位×10/1000
福祉・介護職員等ベースアップ等加算	福祉・介護職員処遇改善加算に基づく取り組みの要件を満たした場合に、現行の処遇改善加算(Ⅰ)(Ⅱ)(Ⅲ)いずれかを取得していることに加え、賃金改善の合計額の3分の2以上は、基本給または決まって毎月支払われる手当の引上げにより改善を図るための加算です。	総算定単位×20/1000